

令和5年度第1回宮城県多文化共生社会推進審議会 会議録

日時) 令和5年5月31日(水)

午後2時から午後4時まで

場所) 宮城県庁行政庁舎4階 特別会議室

■出席委員(50音順)

石川真作委員、市瀬智紀委員、小松崎あんな委員、佐藤金枝委員、
針生英一委員、藤田祐子委員、山口泰久委員、横山広佳委員、渡部留美委員

■欠席委員

金才努委員

■事務局出席者

梶村和秀 経済商工観光部長

渡邊浩幸 経済商工観光部国際政策課長

菅原武彦 経済商工観光部国際政策課課長補佐(国際政策班長)

【1 開会】

【2 委嘱状交付】

【3 就任者のあいさつ】

【4 あいさつ】

【5 諮問】

【6 議事】

市瀬会長

それでは議事を勤めさせていただきます。議事進行へのご協力どうぞよろしくお願いたします。

先ほど梶村部長より説明がありましたが、こちら宮城、仙台においても街中でインバウンドが回復しているというのは、目に見えて分かる現象かと思えます。震災やコロナウイルスがございましたけれども、この推進計画1期から3期までの間に外国人住民の数というのは、災害を乗り越えて、とみに増加しております。特に最近ですと、令和4年9月のデータですけれども、仙台市で過去最多の外国人の方を受け入れている状況となっております。そういった中で、またどの様な災害がもたらされるか分かりませんが、今後、外国人の方を受け入れる、その数は従来にも増してますます大きな数となること

は間違いないと感じております。ですので、ここで第4期の推進計画について議論してそれを施行するというこの意味と重要性は非常に大きいと感じておりますので、本日お集まりの委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を頂戴できればと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進行させていただきます。それでは議事事項1「令和4年度の多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策について」及び議事事項2「令和5年度予定されている多文化共生推進事業」について、関連性がございますので一括して事務局よりご説明いただければと思います。渡邊課長、よろしくお願ひいたします。

事務局（渡邊課長）

それでは資料に基づいて説明させていただきます。資料1「令和4年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策（概要版）」をご覧ください。これからご説明させていただく内容というのは、多文化共生社会の形成の推進に関する条例第21条の規定に基づきまして、県議会にも報告させていただき予定としてございます。それでは、令和4年度の主な取組や新たな取組について、いくつか御紹介させていただきます。

まずは、「1 令和4年度多文化共生施策の概要」「(1) 意識の壁の解消」ですが、「①多文化共生シンポジウム開催事業」についてでございます。本事業では、岩沼市と共催で“多様な市民の力を活かした地域づくり”をテーマに、「多文化共生シンポジウム in いわぬま」を開催しました。また、当日の記録を作成し、岩沼市民及び関係団体に周知してございます。委員の皆様のお机にも配布しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に、「(2) 言葉の壁の解消」でございます。はじめに、「①地域日本語教育体制構築事業」についてですが、令和4年度からの新規事業でございます。本事業は、文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用しまして、外国人県民が、自立し、充実した社会生活を送っていくために重要な日本語教育体制の構築に向けた取組を実施したものです。まず、日本語教育体制を地域の実情にあった形式により構築するため、令和4年度は加美町そして岩沼市で日本語教育を担う人材育成を行いました。その他、日本人側のコミュニケーション手段として有効となる“やさしい日本語”の普及のため、「やさしい日本語研修」を県内7か所で実施いたしました。

次に、「③新型コロナウイルス感染症関連情報の多言語情報発信強化事業」です。こちらは、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス関連情報を含めた、在住外国人が必要な情報を正確かつ迅速に入手できるよう県の国際化協会のホームページや、宮城県のホームページの新型コロナウイルス感染症サイトにて、緊急事態宣言や県民への要請、ワクチン接種に関する情報等の発信を、英語と中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、そしてやさしい日本語で行いました。

次に、「(3) 生活の壁の解消」でございます。「①みやぎ外国人相談センター設置事業」についてですが、外国人県民やその家族の日常生活全般の悩み解消を図るため、多言語による相談窓口として設置しております。外国人相談センターに寄せられた相談件

数は、令和4年度は376件と、昨年度の約1.2倍となっております。相談内容については、新型コロナウイルスに関連する相談件数は落ち着いたものの、医療や雇用・労働に関することに加えて日本語学習に関する相談が寄せられているところでございます。

次に、「④県民アンケート調査」についてでございます。第4期多文化共生社会推進計画の策定を進める上での基礎データとするために、18歳以上の外国人県民1,900人と日本人県民1,500人を対象に意識調査を実施しました。委員の皆様には、既に調査結果をお送りさせていただいております。後ほど、第4期多文化共生社会推進計画の策定に係る議事において、触れさせていただきます。

次に、「⑤外国人コミュニティリーダーとの意見交換」についてでございますが、知事が様々な分野で活躍する外国人県民から直接意見を聞くことによって、外国人県民が地域で暮らす上で効果的な施策を検討していくため、座談会を開催いたしました。参加者からは、母国の文化に触れる機会の確保や、外国人県民への情報発信などについてさまざまな御意見をいただきました。

次に、「⑦外国人材高度化転換支援事業」でございます。この事業は令和4年度からの新規事業となっております。県内企業への就労を前提とした特定技能への転換を支援するために、令和4年度は、技能実習生の県内定着や在留資格の転換に向けた意向調査を受入企業そして技能実習生を対象に実施するとともに、特定技能人材の採用等に関するアドバイザーを希望企業に派遣いたしました。

続いて、「2 宮城県多文化共生社会推進計画の評価指標における進捗状況」について御説明いたします。第3期計画の4年目にあたり令和4年度の実績につきまして、7つの指標により評価し、令和5年度計画値に対する達成率を記載してございます。

はじめに、評価指標1「多文化共生啓発事業を実施している市町村数」についてでございます。新型コロナウイルス感染症によるイベント開催に係る制限が徐々に緩和され、令和3年度よりも実施市町村数が大幅に増え、15市町で事業が実施されました。令和5年度目標値に対する達成率は42.9%となっております。

次の、評価指標2「多文化共生に関する説明会等に参加した県民の数」についても、やはりコロナに関する制限緩和によって、前年度よりも大幅に参加者数が増加してございます。昨年度実績は501名、令和元年度からの累計値が1,273人、令和5年度の目標に対する達成率は55.3%となっております。

次に、評価指標3「多言語による生活情報の提供実施市町村数」についてですが、令和4年度の実施市町村は34市町村で、令和5年度の目標値に対する達成率は97.1%、令和3年度からは、5市町村増加となっております。

次に、評価指標4「日本語講座など日本語学習支援及び関連する取組を実施している市町村数」についてですが、令和3年度よりも日本語講座を設置している市町村数が2市町増加しまして、12市町村となっております。令和5年度目標値に対する達成率が34.4%ということでございます。

次に、評価指標5「外国人相談対応体制を整備している市町村数」ですが、令和4年度の実施市町村は13市町村で、令和5年度の目標値に対する達成率は86.7%と令和3

年度と同数となっております。

次に、評価指標 6 (i)「技能実習を除く外国人雇用者数」についてですが、10,907 人と前年度から大幅に増加し、達成率は 90.9%となっております。

次に、評価指標 6 (ii)「外国人労働者に係るセミナー・研修会等に参加した事業所数」ですが、令和 4 年度の参加事業所数は 80 事業所、令和元年度からの累計値は 697 事業所となり、達成率は 46.5%となっております。なお、時節柄常設型オンラインセミナーも実施しておりまして、正確に参加事業所数を計測することができない事情もございまして、オンラインセミナーの閲覧者数は実績値から除外してございます。

最後に、評価指標 7「文化・習慣等の相互理解の促進に係る取組の参加者数」ですが、令和元年度からの累計値が 4,315 人となり、達成率が 123.3%と目標を達成しております。評価指標における進捗状況については、以上でございます。

資料 2「令和 4 年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策」については、今、御説明した内容の詳細となっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続いて、資料 3「令和 5 年度多文化共生推進事業について」続けて説明させていただきます。こちら、3つの壁ごとに、それぞれの事業を記載しておりますが、令和 5 年度の主な取組について御説明させていただきます。

まず、「1 意識の壁の解消」の「(2)啓発ツール作成事業」そして「(3)多文化共生社会推進審議会運営事業」についてでございますが、本年度は、審議会において第 4 期の計画の策定に係る審議を行っていただくとともに、計画策定後は次期計画を周知するための啓発ツールの作成を予定してございます。

次に、「2 言葉の壁の解消」の「(1)地域日本語教育体制構築事業」についてでございます。具体的取組といたしましては、令和 4 年度の実施結果を基に、新たな地域での、日本語学習支援者の新規養成を実施し、日本語教育体制の整備を更に推進してまいりたいと考えてございます。また、ICT等を活用した日本語講座の実施を通じて日本語学習支援が行われていない空白地域の解消を進めてまいりたいと思います。あわせて、「やさしい日本語」に関する研修会も引き続き実施いたします。

次に、「3 生活の壁の解消」でございますが、「(4)マッチング支援事業」について、これまでの企業相談窓口の設置や合同企業説明会、企業訪問ツアー、交流会等に加え、令和 5 年度は中長期のインターンシップ支援を新たに実施しまして、県内企業そしてインターンシップに参加する外国人の双方へのサポートを行って県内企業での就職支援、定着に繋げていきたいと考えてございます。資料 3 については、以上でございます。

なお、参考資料といたしまして、本日、5種類お配りしてございます。参考 1「令和 4 年度市町村の多文化共生社会推進計画の評価指標等に関わる取組」につきましては、令和 4 年度に各市町村において取り組まれた多文化共生関連事業について記載してございます。参考 2「宮城県の在留外国人の状況（令和 4 年（2022 年）6 月末現在）」につきましては、法務省の在留外国人統計の公表データになってございますが、こちらは、令和 4 年 6 月末データとなっております。参考 3「第 3 期宮城県多文化共生社会推進計画」につきましては、現在の第 3 期多文化計画の本文、参考 4「第 3 期宮城県多文化共

生社会推進計画（概要版）」がその計画の概要版となっております。参考5「令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査結果について（補足）」につきましては、前回の審議会にて、アンケートについて御質問を頂きました件についてとりまとめたものでございます。それぞれ、後ほど御覧いただければと思います。私からの説明は以上でございます。

市瀬会長

渡邊課長、御丁寧な御説明を大変ありがとうございました。多文化共生施策に関して昨年度の施策についてご説明いただくとともに、今年度に予定されている多文化共生推進事業についてお話いただいたところです。それでは、以上の御説明につきまして、もし何か御質問あるいは御意見などございましたら、委員の方よりよろしくお願ひいたします。それでは、針生委員からお願いします。

針生委員

針生でございます。ここ数日来、外国人技能実習機構の記事が新聞に載っております、どういう記事かという、外国人技能実習機構という組織が、これは国の組織だと思っております、色々な監理団体とか企業に行って検査を行ったところ、私もこの記事を読んで初めて知ったのですが、2019年4月から9月までの間に3,600件の技能実習生の失踪があったということなんですね。失踪の理由とかは記事の中には詳しく書かれていないのですが、おそらく差別とかハラスメントとか搾取とか長時間労働とか、いろいろな問題があったのだらうと思います。

産業界としては、このことに非常に心を痛めておられてですね、産業界として何かできるか我々も考えていかないといけないと、この記事を読んで感じたのですが、宮城県内では現在どういう状況になっているか、今、マッチング支援事業というお話がありましたけれども、マッチングして様々な課題がそこで浮かび上がってきているのか、あまり問題が無いのかその辺の実態を是非教えていただければと思います。

それから、もう1点ですが、これは情報提供ということなのですが、県でも様々な啓発ツールの作成をして県民の意識の改革をはかっていくということなんですけれども、実は、JICAで「多文化共生ってなんだろう」というパンフレットを作っております、私も見ましたが、非常に良くできていて分かりやすいですね。この中では5つのケースが紹介されていて、ケーススタディみたいになっているのですが、地域コミュニティの中とか、災害時の避難所についてとか、学校とか職場とか街中でということ、5つの場面に応じて事例が紹介してあります。例えば災害時の避難所について、あるネパール出身の留学生の方の実例が載っているんですけども、大きな地震があった際に日本語の意味がよく分からずに避難所になかなかとどり着けなかったという事実に対して、この問題の背景に何があるのかということをきちんと解説して、なおかつ、他都市の取り組みで参考になる事例もその中に載っていたり、留学生が直面している問題について解説をしたり、あと、ネパールという国のプチ情報というものも載っていて、単

に表面的な事象だけではなく、その背景にある課題についてきちんと整理して解説しているというやり方になっています。宮城県でも是非こういう分かりやすいコンテンツのまとめかたを取り入れて啓発に努められたらとどうかと、ご紹介させていただきました。以上です。

市瀬会長

ありがとうございます。御意見の中で大変貴重な情報提供も頂戴いたしました。是非、共有させていただきたいと思いました。では、前半の部分ですけれど、特に県では外国人マッチング支援事業を行っています、マッチングした後、研修生の方がどうされたか等情報がございましたら是非お願いいたします。

事務局（渡邊課長）

どうもありがとうございます。実習生に関して、我々も機構の記事を見て驚愕しているところです。機構のあり方についても、国の技能実習制度の見直し議論の中で、併せて議論はされていると承知してございます。ただ、実際に、技能実習生の方から、さきほど失踪という話もございましたけれども、県の外国人相談センターにおいても、直接、深刻な相談は受けていないところでございます。実際に相談があれば、行政書士会等とも連携していますので、また、弁護士会のほうでも外国人専門の相談窓口も設置しておりますので、そういった専門部署と連携しながら、対応していくところでございます。

あと、もうひとつ、多文化共生のチラシの話がございました。JICAのパフレットを我々も参考にさせていただきたいと思ってございます。我々も、県内の若者に多文化共生の意識を持ってほしいということで、小学校高学年向けに「地域・学校に入ってきた外国人」を受け入れる心情や態度の醸成を図るための多文化共生のチラシを県内の小学校に配布しています。また、先生向けにも外国にルーツのある児童の受入に関しての悩みに対する相談窓口を紹介するチラシを配っています。学校からは、総合学習でチラシを使わせていただいております、大変有用です、という話も聞いてございますので、そうやって各学校でご活用いただいているのかなということでございます。

先ほど、災害避難所の話もございましたけれども、県に来た方は住民登録で必ず市町村の役場には行くと思いますので、そこで、外国人相談センターのチラシや、防災ハンドブックというものを県で作ってございまして、それを全外国人県民の方に配るようにしてございます。あと、防災研修というものをやってございまして、先ほど災害に関する日本語が分からないという話もありましたが、例えば神経衰弱のようなゲームもあわせながら、日本語の意味はこういう意味ですよと、そういったゲーム性もあわせながら、防災研修をやってございます。すぐに効果が出るものではないと思いますが、先ほどご紹介いただいたJICAのチラシの作り方も参考にさせていただきながら、発展させていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

市瀬会長

多文化共生に係る全般的な啓発のチラシ、そういったものの改善の可能性があるのであれば、是非御検討いただきたいなと思います。それから前半の部分に関しましては渡邊課長からも県の相談体制の充実について御説明があったところでございますが、技能実習生の失踪に至るような事例に対して掌握して、それに対応するにはどうしたらいいのかということについてですが、もし、委員の皆様の中でもっと情報をお持ちの方がいらっしゃればご提供いただければと思います。ないようでしたら、小松崎委員から御質問があがっているようですので、よろしく願いいたします。

小松崎委員

よろしく願いいたします。言葉の壁の解消の「③多言語情報発信強化事業【コロナ対策】」について、MIAさんや、宮城県のホームページで多言語による情報発信することは、良いと思いますが、日本全国である程度統一されたひな形などは存在しないのでしょうか。それぞれの自治体が一から作っているのであれば、コストが高いと思います。

その次は、生活の壁の解消の「①みやぎ外国人相談センター」について、数か月前にいただいたものなのですけれども、日本人に対するアンケートで外国人相談センターを知らないと答えた人が多かった。日本人を介して、外国人が相談センターの存在を知る機会もあると思いますので、日本人に対する周知も行ったほうが良いと思います。

最後になりますが、意識の壁の解消の「④多文化共生市町村研修会事業」について、市町村や県の職員がやさしい日本語を学ぶのは大変いいことで、今後、やさしい日本語を使うべき状況は必ず来ると思います。以上です。

市瀬会長

ありがとうございます。ホームページ等ですね。こういう情報発信は、県のみならず全国的なものですので、整合性とか共有性についてどうお考えいただいているのかということですね。あるいは、外国人相談センター等の周知についても御説明がありました。また、やさしい日本語の啓発、普及ということについて昨年度取り組まれたわけですが、その意義や成果を御紹介いただけたらと思います。では、渡邊課長からお話を頂戴できますでしょうか。よろしく願いします。

事務局（渡邊課長）

どうもありがとうございます。まず、ひとつめがコロナの情報発信の話でした。全国統一のひな型はないのか、それぞれ個別に対処しているとコストも高くなるのではというお話でした。全国統一のものもあるんですけれども、コロナの対応というのが、各県に任せられている部分が多く、各県の判断で宣言を出すとか、宮城県でもございましたが、判断が委ねられているんですね。県独自の宣言とかですね。そういったことがあったものですから、そこは我々で個別に作って対応させていただきました。

外国人相談センターの周知ですけれども、これはおっしゃるとおりで、我々もまず何

か悩みがあったときに、相談センターの存在を知っているか知らないかでは大きな違いがあると思っております。まず知ってもらおうということで、各学校とか保護者、学校の先生にも知っていただけるように相談センターをPRするチラシを作って、配らせていただきました。これについては、昨年度一回で終わらせることなく、引き続きいろいろな場面を通じて、相談センターを知ってもらおうと思っています。

やさしい日本語研修の話ですが、外国人県民の方々、全員が英語を話せるというわけではありませんし、日本人は外国人という英語かなと思いがちですけど、意外とやさしい日本語で話すとう理解できるという方が多い。東京都の一般財団法人が行った調査ですが、約8割の方がやさしい日本語での情報発信を希望している。宮城県で昨年度実施したアンケートでも、多くの外国人県民がふりがな付きの日本語の調査票で回答されたという結果もございますので、引き続き、やさしい日本語の存在、こういったものがあるんだよ、ただ言い方をこういうふうに変えるだけで理解しやすいんですよということも、ちょっと地道な取り組みになりますけれども、引き続き周知し、研修等をやりたいと思います。ありがとうございます。

市瀬会長

ありがとうございます。やさしい日本語研修の取り組み、非常に評価が高いようですので、ぜひ継続していただくとともに、また、研修を受けた後、実際にどう活用してどういった効果があったのかとか、そういったところも見ながら、もっと普及が広まれば多文化共生の日常になるのかなと思います。

では、他にご質問ありますでしょうか。それでは、石川委員のほうからお願いします。

石川委員

私からは2点あります。まず、1点目が先ほども少しお話に出ていました、生活の壁の解消に向けた取り組みの「⑦外国人材高度化転換支援事業」についてなんですけれども、県内企業の就労を前提とした特定技能への転換を支援ということでしたけれども、資料2を拝見しますと、何度かの説明会を実施いただいていたということなんですけれども、こちらの概要を見ているとあまりたくさんの企業さんの参加があったようには見えないのですけれども、こちらのほうの関心というのはどの程度かと、いろいろ気になりました。技能実習制度の廃止に向けた議論が始まっているようで、こういった動向に対して、どのような見通しか伺いたいと思います。

もう1点が、言葉の壁の解消に向けた取り組みの「③新型コロナウイルス感染症関連情報多言語情報発信強化事業」ということなんですけれども、こちらに関してはホームページの多言語化による情報発信を実施したと資料に記載がありますが、これに関しましては、どの程度効果があったのかですね。この2点お伺いしたいと思います。

市瀬会長

ありがとうございます。新規事業としてはじめられた外国人材高度化転換支援事業に

おける企業の参加、あるいは広報周知について御質問がありました。もうひとつ、先ほど小松崎委員から御意見がありましたホームページですね。こちらを多言語で提示して、実際に意味があったのか、というような部分ですね。もし、渡邊課長のほうで、情報をお持ちでしたらよろしくお願ひいたします。

事務局（渡邊課長）

石川委員ありがとうございます。まず1点目の高度化転換支援事業の話ですけれども、セミナーとかアドバイザー派遣とか、説明会とかの参加企業数が少ないんじゃないかという、厳しいご意見をいただきました。この事業は、令和4年度に新規で始めた事業でございまして、まだ周知が追いついていなかったのかなという反省もございまして。ただ、今後、どんどん外国人材の受け入れと特定技能への転換が進んでいけば、転籍も可能になりますので、都市部への外国人材の流出が増えるんじゃないかという懸念がございまして。そこも含めて、今、国のほうの議論もございましてけれども、県内企業への定着に結びつけるためにどうしていくかと、そういったところで、引き続きセミナー、あと、アドバイザー派遣をやっていきますけれども、プラスして今年度から在留資格の転換の支援だったり、あるいは外国人材が宮城県に愛着を持ってもらえるように、単なる給料の違いで大都市に流れるということではなく、県内企業、宮城県を好きになって欲しいというような、そういった目的の交流会の取り組みであったり、日本語教育に対する補助だったり、このあたりを厚くして取り組んでいきたいと考えてございまして。

あと、もう1点、コロナの多言語発信の話ございましたけれども、実績と致しましては、コロナのコールセンターへの相談件数が、令和4年度の実績で、全体で20万件ほど来ていました。そのうち外国人から来た相談は、830件ございました。ただ、そのうち多言語コールセンターを利用した数が136件ということで、多くの方は日本語、あるいはやさしい日本語で対応出来ているような状況でございました。実際、多言語で対応したのが136件ということでしたけれども、発熱があったときにこういったところを受診すればいいかなど、うまく医療機関に繋いだり、そういった専門の部署に繋いだりできたのかなということで、ここでなにかトラブルが発生したとの話は聞いてはございません。一定の成果はあったのかなと思っておりますけれども、新型コロナウイルス感染症は5類にはなりましたが、引き続きコールセンターは設置してございまして、色々検証を重ねながら続けていきたいと思っております。

市瀬会長

追加の質問等はございませんでしょうか。もし、ないようであれば、私のほうから、ひとつ伺いさせていただいたのですが、多文化共生事業の説明会、多文化共生シンポジウム等の指標に関しまして、例えば各市町村さんが開催されているものがございまして。その他、資料によると東北大学さんが行われているような説明会もこの評価指標2「多文化共生に関する説明会等に参加した県民の数」として、カウントされたりしているのですが、これはどういう基準で、例えば共催されたとか主催されたとかそうい

う、何か、なかなか切り分けが難しいと思うのですかども、この指標を設定するにあたって、何か人数をカウントする具体的な基準があるのか教えていただきたいと思いました。

事務局（担当）

ありがとうございます。こちら各市町村には多文化共生に関する事業等を行った場合に、それに参加された方の人数について照会をかけております。県の数値につきましては、基本的に県が主催しているような取り組み、例えば出前講座に出向いて授業を聞いて下さった人数だとか、そういったところを数字としてとっているものになります。

市瀬会長

了解いたしました。もっとこういった講座が盛んになって、多文化共生そのものについての理解が深まっていけばいいなと思ひまして、それをどう展開していくのかという部分で、また次の計画において御検討、推進いただければよろしいかなと思ひます。それでは、その他ございますでしょうか。

市瀬会長

特に皆様から御意見がないようであれば、続いて議事事項の3「第4期宮城県多文化共生社会推進計画の策定」について、事務局から説明をお願いします。

事務局（渡邊課長）

それでは、資料4「第4期宮城県多文化共生社会推進計画について」を御覧ください。1頁目は現行の第3期宮城県多文化共生社会推進計画の概要と令和4年度末までの進捗状況をまとめた資料となっております。「2 第3期計画の進捗状況について」を御覧ください。

県や市町村、国際化協会等が施策を実施した結果、一定の成果が認められているものもございますが、事業を推進していく中で、市町村によって在留外国人の人数や多文化共生事業を担う職員の数が異なっており、取組にむらがあるということが分かりました。そのような中でも、新たにICTを活用した日本語学習支援の実施だったり、県内中小企業や外国人材に対してオンラインセミナーを実施したりするなど新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した新たな方法で事業を推進してまいりました。しかし、議事事項1でも御説明したとおり評価指標の多くは新型コロナウイルス感染症の影響もあって、進捗はやや遅れている状況となっております。

第3期計画の進捗状況を振り返った結果、次期計画で拡充すべき要点として、「各市町村の状況に合わせた支援」「新たな技術を用いたDXによる外国人の住みやすい環境づくり」「日本語教育のさらなる推進」「増加する外国人材受入促進に向けたさらなる支援」の4点をあげてございます。

続いて、2頁を御覧ください。2頁は前述した第3期計画の進捗状況と、社会情勢の

変化や県内の現状、課題を「全体」「意識の壁の解消」「言葉の壁の解消」「生活の壁の解消」に区分して整理したものでございます。

次期計画の施策の方向性について3つの壁に分けて、説明いたします。

はじめに「意識の壁」について、施策の方向性、資料の右側の部分です。施策の方向性を「多様性を理解・尊重する文化の醸成」と「多様性を活かした地域の活性化」にそれぞれ文言を整理し、施策を拡充することとしています。その理由といたしまして、SDGsに代表される多様性のある社会実現の動きから外国人、日本人とひとくくりに区別することなく多様性を受け入れる文化の醸成が必要であること。そのために、外国人と接する機会の少ない日本人に対して、外国に親しみを感じられるような取組が必要と考えてございます。また、アンケート結果から地域の行事や社会活動等に主体的に取り組みたいと考えている外国人がいることや、地域で暮らす外国人にはルールを知り守ってほしいと考える日本人が多いことが分かりました。よって、地域において、外国人住民が地域活動の主体となって参加できるような支援を行うことにより、地域全体の活性化に繋がると考えております。

次に、「言葉の壁」についてですが、第3期計画から施策の方向性の変更はございません。ただ、「日本語教育の推進に関する法律」の施行やインターネットが日本語学習及び生活情報収集における必需品となっている現状を鑑みて、日本語学習のさらなる推進及び翻訳機等の新たな技術を用いた情報提供を継続してまいります。

次に、「生活の壁」についてですが、「ライフステージに応じた生活支援の体制強化」に変更して施策を拡充してまいります。その理由といたしまして、外国人住民の増加に伴い、県内で出産・子育てをする方や、学校において外国人の児童生徒が増加している状況、また留学生が県内に定着するためにも個々の状況に応じた施策を講じる必要があるだろうと考えてございます。

「就労支援の促進」については変更ございませんが、技能実習制度の見直し等の議論を見据えて、外国人材及び受入企業の双方に対する支援策を講じてまいります。

2頁の説明については以上でございます。

最後に3頁を御覧ください。先ほど御説明いたしました施策の方向性を含め、次期計画の概要案をまとめた資料となります。

まず、「改訂にあたっての基本的な考え方」について説明いたします。基本理念につきましては、『多文化共生社会の実現により豊かで活力のある宮城へ』一国籍、民族等の違いに関わらない県民の人権の尊重と社会参画」と第3期計画から継承してございます。基本方針についても、「生活の壁」「言葉の壁」「意識の壁」の3つの壁の解消に向けて第3期計画から継承することとしております。ただ、外国人といっても多様なバックグラウンドを持ち、異なるライフステージの方々がいることから、3期計画で用いていた“外国人県民”というワードから“多様な人材”に文言の整理を行い、『多様な人材が活躍する地域づくり』一意識の壁の解消一』『誰もが安心して暮らし続けることができる環境づくり』一言語の壁の解消・生活の壁の解消一に整理いたしました。

基本的な考え方として、基本方針やますます進展する在留外国人の増加や国籍の多様

化といった状況を鑑みまして、「多様性を受け容れる文化を醸成するとともに、誰もが暮らしやすい環境整備を進め、活気のある地域づくりを支える。」としました。

これらの基本に基づき、2頁でご説明いたしました6つの施策の方向性に沿って事業を実施してまいりたいと考えております。

期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間となります。

評価指標については、今後の審議を通じて設定してまいります。

資料4については、以上でございます。

続いて、第4期の多文化共生社会推進計画改訂スケジュールについて資料5を御覧ください。

今年度は合計4回の審議会開催を予定しております。

第2回は、8月を予定しており、骨子案について審議いただきます。骨子案については、県内市町村や庁内関係課に意見照会を行う予定でございます。

第3回は、11月を予定しており、中間案を審議いただきます。中間案は議会常任委員会へも報告する予定でございます。また、合わせて次期計画に対するパブリックコメントを募集いたします。

第4回は、来年1月を予定しており、最終案の審議となります。

その後、答申を経て、2月議会に最終案を報告し、3月に次期計画を公表するという流れになる予定でございます。説明は以上でございます。

市瀬会長

ありがとうございました。今、スケジュールの御提示がありましたように、本日、多文化共生社会推進審議会に次期推進計画の諮問が行われまして、この後8月までに骨子案が審議されて、提示されるということになっております。

そこで、本日は第4期推進計画の骨子となる部分について、教育、労働、福祉や交流といった様々な立場から委員の皆様にご意見をいただき、この第4期計画を充実したものにしていければと感じているところです。

現在、資料4を御覧になっているところかと思いますが、第3期から残された課題、第4期に取り込むべき要素として提案がございました。それについて、委員の皆様の方から御意見を頂戴できればありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

渡部副会長

資料4の3頁「基本的な考え方」の「2 基本方針」のところで、外国人県民から多様な人材等ということで文言を整理することですが、“外国人県民”というとお子様もいますし、いろいろな方がいらっしゃるように感じるのですが、“人材”という働く方のイメージを強く感じてしまう。もう少し、言葉の検討が必要と感じました。

第4期計画では、かなり多様性という言葉が使われている中で、多様性という国籍だけではなく、外国人の中でもいろいろな方がいらっしゃる。本学でも、留学生という

だけではなくて、ジェンダーのことですとか、障害を持っている方とか、いろいろな方を受け入れております。外国人だから多様ということではなくて、日本人でも多様な方がいらっしゃると思いますので、視点を広げるとより多様な社会の実現につながると思います。

市瀬会長

ありがとうございます。“多様な人材”という言葉の使い方、多様性という言葉の意義と範囲について、御意見をいただきました。今の部分について、御説明することがあれば、渡邊課長、よろしく願いいたします。

事務局（渡邊課長）

どうもありがとうございます。“人材”というワードについては、渡部委員のおっしゃるとおり、どうしても就労のイメージが出てしまう言葉かと思いますので、この部分については検討させていただきます。また、国籍だけではなくていろいろな多様性について、我々も同様に感じており、様々な視点を盛り込めるような次の計画になればと思っています。

市瀬会長

ありがとうございます。その他、何かございますか。

それでは、藤田委員、技能実習生をめぐる人権とか、法律遵守といったお話も出たところでございましたので、次期計画について何か留意すべき点がございましたらご助言いただければと思います。

藤田委員

次期計画案を拝見させていただいて、これは違う、間違えていると思うところではなくて、3つの壁を解消したいといった方針についても、誰もが暮らしやすい社会を目指すとのことで正しい方向を向いているのだろうなと思ったところです。あとは、実際の実現の仕方が重要になるかと思います。この多文化共生社会推進計画に限らず、行政で何か計画を立てたりする時に、評価指標、何か数字の目標を定めて、そのうち何パーセントを充足したかを見るというところで何パーセントといった数値がよく出てくるのですけれども、あまり数値ではピンとこないことがあります。例えば、県内35市町村にこういったサービスがあるといいねという施策は分かるのですが、それが15市町村にあったらいいであるとか、15事業所あればいいといった目標の数値が合理的なのかどうか。評価の仕方を数値だけで見るとはなくて、仮に充足率が低くても、非常に成功した事例があったり、逆に充足率が非常に高くても、現実的にはあまり資するものがないかということもあると思いますので、個別の内容についても見ていく必要があると思っておりました。

それから、技能実習生の状況についてですが、非常に差があるというか、企業が勉強

や活動をされていて、非常にうまくいっているところもあると思うのですが、悲惨な思いをしている方も実にたくさんいるということです。そういった権利が害されているような状況の方が、それを助けようとしているところに繋がることは非常に難しく、技能実習生の方の人権が問題になっているようなときに、弁護士会で作っている窓口があるのですが、そこに相談で来られる方というのは、実は、ほとんどいらっしゃらないです。今、難民の話も随分と問題になっておりますけど、在留資格について争いがあったり、技能実習生の就職先、派遣先で権利に非常に問題が生じていたりといった状況があったときに、なかなか弁護士会にまで繋がって相談に来られることは少ない。そうなる、こちら側、受け手の努力もあるかと思いますが、権利が害されないようにする、あるべき生活の状況からはみ出さないように、零れ落ちないようにするという事前の予防策のようなものが非常に重要だと思っております。そのためには、ある程度、政策的に広い視野でやっていく必要があると思えますし、そういうことに関しては、外国人住民だけを対象にどうこうするのは、おそらくどうにもならない。企業ないし、外国人でない方たちへの、先ほど意識の壁という言葉もありましたけれども、啓蒙といったことが必要だと思えますし、技能実習生のような制度に関しては、それをうまく回していくように、悲惨な状況にならないように、突っ込んだ指導とか監督とかを企業や民間の方にもしていくということが実際には必要になってくるのかなと思っておりました。

第4期の策定をしていくにあたっては、数字的なものだけではなくて、具体的な事業ひとつひとつを見ていくといったところと、あるべきスタンスから零れ落ちかけている人や、落ちてしまった人、そういう非常に低いところにいつてしまう人への支援、またその予防が入ってくるといいのかなと思っておりました。

市瀬会長

貴重な御意見、ありがとうございます。数字で全体を見ることと、個別に事業を精査するような評価をやっていただきたいということですね。零れ落ちてしまう人への支援の在り方、特に企業への働きかけといったような課題があるというご指摘をいただいたところです。

もし、何かございましたらお願いいたします。

事務局（渡邊課長）

ありがとうございます。基本的な方向性はいいとして、実現の仕方、具体の施策をどうするかということについて、御指摘ございました。また、指標の話もございました。行政計画においては、数字を置きがちと、そのとおりの部分もございまして、目で見ても分かりやすいので数字を置くところがございます。ただ、そういったアウトプットの指標だけではなくて、アウトカムの指標も大事だと思っております。これから指標について、委員の皆様にご審議いただくこととなりますが、例えば、日本語講座の設置市町村数という目標がございましてけれども、アンケートの結果からも分かったことですが、多くの方がインターネットで日本語を勉強しているという状況がございまして、

加えて、各市町村ひとつひとつに日本語講座を置くのが効率的なのかという議論がございます。技術を活用して、これらをクリアにしていくことが可能ではないかと考えておりますので、指標の設定の見直し、DXが進んでいる社会も踏まえた指標の設定が必要になってくるのかなと思っております。

あと、実習生の方の話もございました。最初に技能実習機構の話題も出ましたけれども、技能実習制度というのは一元的に国が運営管理している制度になります。県が関与している部分はほぼないのですが、技能実習生が来ることによって、外国人住民が増えているということで、相談センターであるとか、県民との交流事業であるとか、周辺環境の整備といったところで、県が対策を講じているところでもあります。突っ込んだ指導・監督となると実習機構をどういった体制にするのかといった国の改革によるところですが、それらを注視しながら、人権問題、あるべき状況から零れ落ちないような対策を県としても対応していかなければならないと思っております。

市瀬会長

貴重な御返答、ありがとうございます。指導・監督の権限はないとしても、この推進計画で、零れ落ちないよう支援を実施するような計画になればいいかと思えます。

その他、いかがでしょうか。

山口委員

外国人の雇用の関係は少しずつ増えている状況でして、労働局の調査によりますと令和4年10月末現在で、宮城県内外国人の労働者数が14,778人。これが、届出義務ができた平成19年以降、過去最高を記録しています。事業所数も、2,717か所というところになっております。当然、これからも増えていくのだろうというところがございます。

その中で、厚生労働省宮城労働局におきましても、6月が「外国人の労働問題啓発月間」となっております。労働局のハローワークだけではなくて、監督署も含めまして、外国の方を雇っている事業主や技能実習生を受け入れている監理団体に対してもあらゆる機会を通じて周知・啓発を行っていく予定であります。

今、技能実習生の関係の議論は、本省の方で行っておりますので、詳細についてはまだ労働局にまでは降りてきていない状況です。労働局としても注視をしながら、進めていきたいと思っております。第4次の計画につきましても、宮城県と共同しながら、就労については対応させていただきたいと思っております。

市瀬会長

ありがとうございます。就労支援の促進というところで、是非御支援いただければと思っております。

その他、先ほどライフステージに応じた生活支援の体制強化というところで、外国人児童生徒への対応についても記載がございましたが、学校現場の横山委員から御助言いただければありがたいと思えます。よろしく願いいたします。

横山委員

国見小学校には外国にルーツを持つお子さんがたくさんおります。外国にルーツを持つ児童は55名程、多国籍児童は30名以上いる状況です。先日、ウクライナからの子どもを1人受け入れたところで、今、1年生のクラスにおり、半年間就学する予定です。とても元気で楽しく過ごしているところです。

2頁の「情勢の変化・現状」の生活の壁に記載のある教育現場での外国にルーツを持つ児童生徒の増加というところで、それを非常に感じているところです。本校でも、毎年外国の子どもが出たり入ったりがすごく激しいのですが、仙台市内にもたくさん増えているとのこと。本校には、“国際教室”という支援するところがあるのですが、なかなか普通の学校だと、急に外国から来た子どもに対してどうやって対応したらいいかわからない、どうやって日本語を教えたらいいかノウハウがなくて非常に困っているということをお聞きしています。そういった事態になったときに、国見小学校を訪ねてくることが多いと聞いています。これは仙台市内の話ですが、県内でも外国人が多い地域では対応しているところもあると思いますが、全体ではまだまだ外国の子どもに対するサポートが薄いかなど思っております。

そもそも、外国の子どもに対して“国際教室”というところがあって支援をしているということを知っている方がどのくらいいるのか。教員の中でも、こういったサポートをしているということを知らない方もいまして、まずサポートをする場所があるということ、どういうサポートをしているのかを知ってもらいたいと思っています。資料にも、教育委員会事業への支援といった記載がありますが、まずはサポート事業があるということを知っていただきたいと思っています。

また、言葉の壁の「課題」のところで、ICTを用いた学習支援や、児童生徒を対象とした日本語教育という記載があるのですが、本校にもインターネット、オンラインで日本語の勉強をしている児童がたくさんいます。ただ、それも保護者の意向や、本人の勉強への意欲によって勉強への態度が違ってまいります。短期間だけの滞在だからだとか、母国の勉強が優先だからといって日本語の勉強をしなくていいやという保護者もいますし、日本に来たのだからきちんと日本語を勉強しようと思っている方もいますし、やっぱり必要性の感じ方に差があります。以前いた児童の中には、なかなか日本語を覚えることができなくて、午後には母国のオンラインの授業があるので帰ってしまい、日本語を習得し終える前に他の学校に転校することになり、転校先でも少し困っていると聞いています。日本語の教育機会というのは、自分から取りにいかないと、なかなか学校以外、オンライン等であっても見つからないと思っています。子どもたちには、学校でも支援が必要ですし、それ以外でも日本語の勉強機会があるんだよということを知ってもらえるといいのかなと思います。

市瀬会長

貴重な御助言ありがとうございました。教員の認識が不足しているので、教員に支援

ツールですとか場所を広く知っていただくこと。児童生徒でも、日本語学習への取組に対して差が生じてしまっているのので、アクセスできるような情報、保護者向けでしょうか。そういった情報をきちんと提示することで、日本語を覚えないうつというとか、生活に支障があるというような事例を少しでも少なくしたいという御意見を頂戴いたしました。

事務局（渡邊課長）

ありがとうございます。外国にルーツを持つ子どもが多くなっているということで、教育委員会が昨年度から県の国際化協会に委託をしてサポート事業を新たに始めています。計画策定にあたって審議していく中で、教育委員会にもさらなる展開、施策について申し入れたいと思っております。

市瀬会長

渡邊課長、ありがとうございました。地域で多文化共生のために交流を図っておられます佐藤委員から、次期計画に向けて御助言があればお願いいたします。

佐藤委員

資料4の2頁「生活の壁の解消」に、留学生、技能実習生への定住支援が必要というところについて、先日、“日本での就業意欲の低下”、“人材獲得国際競争が激化”という大きなタイトルで新聞記事が出ていました。地元の実習生の雇用について、なかなか採用希望人数を達成することができない。今、円安ということもありまして、日本を希望する留学生も少ないということがあります。さらに、私たちは遠隔地、地方なので、ますます希望する方が少ない。要は、地元の労働力がますます足りないということに繋がるのですが、企業の努力もあるのですが、実習生に対して、円安手当というものを出しまして、それを少しでも円滑に運営していく努力をしています。これから、県として、宮城県としての魅力、実習生・留学生を増やすために、何か魅力を感じられるようなポイントがあれば周知して行ってほしいと思います。

もうひとつなんですけれども、外国人材就労マッチング事業といった支援事業は、どうしてもちょっと先のことに感じてします。留学経験者として、まずは目の前の生活を支援してほしいと、自分の過去の経験から思います。先日、留学生が夜に他県にアルバイトに行く途中で、交通事故に遭って亡くなってしまったというニュースが流れたんですけれども、自分も勉強しながらアルバイトをしていたという記憶が蘇って、就労支援マッチング以外で、今現在の実習生や留学生の生活支援事業があったらいいなと思いました。

市瀬会長

貴重な御助言ありがとうございます。前半の方は、遠隔地にあつて実習生、留学生とも来ていただけないような現状の中で、どのように魅力がある、実習生に来ていただ

る地域になるかということも計画の中に取り入れていくということと、後半の方で、マッチング以前の問題として、実習生や留学生の生活支援をどうするのかと、御意見を提示いただいたところです。

事務局（渡邊課長）

ありがとうございます。これは、宮城県に限った話ではなく、日本全体で競争力が低下しているんじゃないかと言われていています。先ほど、円安の話もございましたけれども、今は欧米の方でも、東南アジアから人材を獲得しようとしていますので、難しい日本語を学ぶよりも、英語を話す欧米の方へ行くという流れもあると聞き及んでいます。そういった現状もあって、国の方でも、技能実習制度の見直し、高度人材に来てもらうため要件緩和の検討を行っており、在留資格の見直しが進められております。県としてできることとして、まず日本の中での宮城を知ってもらわなければいけない。海外の方からすれば、「宮城ってどこ。」「宮城がよくわからない。」といったことは当然ですので、県内在住の留学生に対するPRや、海外にうって出て、海外のジョブフェアというようなところで、宮城県としてブースを出して、まず宮城県を知ってもらう。できれば、県内企業を連れて行って、企業の紹介をするというようなことを検討しております。あと、もう宮城に来て働いている方が、外に出ていかないように、技能実習生同士の繋がりを作ったり、企業の方から大事な職員であることを伝えたりするために Thanks Party を昨年度初めて実施して好評でありました。

今、県内で公立日本語学校の設立準備が進められているところです。既存の民間の日本語学校ですと、午前中に日本語を授業で教えて、午後は自由、各々アルバイトに行ったりしている、そういった形態が多いのですが、公的な日本語学校としては、日本語の勉強以外にも、地域との交流であったり、文化・歴史を知ってもらう機会であったり、そういった授業を数多く盛り込んでいこうと思っています。それらをとおして、宮城に愛着を持ってもらおうと、そういう取組を行っていこうと思っておりました。

もうひとつ、目の前の生活に困っている方も多いということで、そういった方への支援をお願いしたいという話がありました。直接的な生活費の支援となると、条件をつけなければいけなかったり、財源の確保といたり、色々と難しいところが多くございます。そういった場合に、例えば国際化協会で生活支援の貸付事業があったりしますので、そのような事業を紹介しながら、できうる支援を模索していきたいと思っております。

市瀬会長

ありがとうございます。以上で、ひととおり委員の皆様から御助言を頂戴したところでございますが、もし加えて何かお話になりたいことがあれば、是非よろしく願います。

石川委員

次期推進計画の基本的な考え方として、“多様性を受け容れる文化の醸成”という文言をあげられているのですが、これは本当にいろいろな議論があるかと思うのですが、文化という言葉はなかなか難しいところがございます、分かったようで分からない言葉の代表のようなものであると思います。文化という言葉を使うな、間違っているという趣旨ではないのですが、多様性を受け容れる文化の醸成という言葉は、どこを目指しているのか、どのようなイメージを持てばよいのか、ということが分かると計画が理解しやすくなるのかなと思います。計画の推進にあたって、少し意識していただければと思っています。これに関して、もう少し具体的なところで、施策の例として“日本の慣習や地域のルールを知る機会の提供”あるいは“多様な住民が地域活動の主体となるイベントや活動団体への支援”ということをお話していただいておりますが、“多様性を受け容れる文化の醸成”ということに対して、おそらく地域で受け入れるための文化の醸成ということになるかと思いますが、地域住民だけでなく社会に対してアプローチが必要ではないかと感じます。

市瀬会長

ありがとうございます。多様性を受け容れる文化の醸成という文言に対して、御質問いただきました。具体的に言うと、身近な地域においてどのようなイメージを持って、どのような活動を展開していくのが良いのかという御質問でした。

事務局（担当）

先ほど、石川委員からご発言のあった“多様性を受け容れる文化の醸成”という抽象的な文言について宮城県としてどのようなイメージを持っているかについて御説明差し上げたいと思います。アンケートの結果から、日本人の中には外国人に親しみを感じないと答えた方が少なからずいるということが分かりました。そのような方が持つ意識の壁を解消するとともに、実際に外国の方と活動をともしることによって日本人が外国の方の真摯な姿勢により刺激を受けることもあると聞いております。地域活動において、外国の方が既存の慣習に溶け込むというよりは、日本人にとっても新しい価値をもつコミュニティの形成を目指していきたいと考えております。

事務局（渡邊課長）

イメージとしては違いを尊重する、理解する社会であるとか、意識付けというところでもあります。文化という言葉は抽象的で分かりにくいところがありますので、この部分の表現について御意見をいただくと幸いです。

市瀬会長

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

それでは、最後に私の方から、1点、昨年度の評価指標7の中で、先ほどから御審議いただいている文化、慣習に対する理解の取組について、参加者が非常に増えていて、

ありがたいことだなと感じております。こういう機会をとおして、日本人の方々が海外の文化あるいは地域にいる外国人について理解し、また外国の方が日本の地域の文化に触れるという、本当に素晴らしい出会いの機会を提供しているなと思ったところです。これだけ多文化共生が進んでくると、単に日本文化とか、食とか、あるいは民族舞踊を見せ合うといったような段階から、さらに日本人の考え方とか、社会習慣とか、行動の仕方とか、そういったところと外国人住民との間に生まれる矛盾とか、摩擦とか、相互の行き違いとか、そういったことを学ぶことによって、よりよい社会生活が促進される部分があるのかなと思っています。日本人の側も、外国住民の方も、共に課題を解決していけるような、最初の出会いの段階から、一緒に課題解決に向かっていけるといいんじゃないかと個人的に思ったところでございます。

事務局（渡邊課長）

ありがとうございます。今まで、日本の食、文化、それから次の段階として、日本人の習慣・行動があり、そういったところの理解を図っていくというようなお話でしたけれども、まさにそのとおりだと思っています。先日、気仙沼の企業を訪問しまして、そこでインドネシア人の方を採用していて、気仙沼ではもともと水産関係の技能実習生が多いのですが、インドネシアフェスタというイベントをこれまでもやったりしていて、地域として外国人を受け入れる土壌があったとは思っていたのですが、いざ受け入れてみると、ゴミ出しのルールや、夜、騒いでいる、そういったところで、必要のない軋轢が生まれてきた。そういうところが最初の課題としてあったようです。そこを会社の方でも、地域の地区の会長に協力を得ながら、地域のいろいろな行事、清掃だとか、そういったところにも外国人労働者を積極的に参加してもらって、お互いを知ってもらう。それが、日本人の常識が世界から見ると常識ではない部分を日本人に知ってもらう、インドネシア人の方にも日本の常識というものを知ってもらう。そういったお互いの理解、お互いの行動の仕方、考え方の理解も必要だと思っています。多文化のシンポジウムとか、セミナーとかいろいろな機会を捉えながら、気仙沼の具体の事例等も交えながら、成功事例を横展開していくようなことも実施していきたいと思っています。

市瀬会長

はい。そのほか、いかがでしょうか。

そうしましたら、このあたりで質問の方を締め切らせていただきたいと思います。

これにて本日の議事を終了いたします。進行について、事務局にお返しいたします。

司会

市瀬会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。最後にその他といたしまして、はじめに事務局から次回の開催予定について御連絡いたします。今年度は計4回の審議会の開催を予定しておりまして、次回の審議会は8月ごろの開催を予定しております。開催にあたりましては、改めて日程調整をさせていただきますので、よろしくお願

いたします。

その他、委員の皆様から何かこの場でございますでしょうか。何かありましたら、忌憚なく事務局の方に御連絡いただければと思います。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回宮城県多文化共生社会推進審議会を終了させていただきます。本日は、委員の皆様、お忙しい中、誠にありがとうございました。